

## 平成 28 年度 年末年始ゼロ災害鹿児島推進運動

平成 28 年 12 月 15 日 ~ 平成 29 年 1 月 15 日

『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』

年末年始は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非正常作業等が多くなる時期となることから、鹿児島労働局では、この年末年始の時期をとらえて、職場で働くすべての人々が年末年始を無災害で過ごせるよう、「平成 28 年度 年末年始ゼロ災害鹿児島推進運動」を展開します。

各事業場におかれては、次の最重点事項等を参考に、積極的な安全衛生活動をよりしくをお願いします。

### 【事業場における最重点事項等】

- (1) 最重点事項  
非正常作業における労働災害防止対策の徹底  
(作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)
- (2) 重点事項  
墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底  
はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底  
腰痛予防対策の徹底  
交通労働災害防止対策の徹底  
KY (危険予知) 活動、4S (整理・整頓・清掃・清潔)  
活動の徹底  
機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点  
検の確実な実施  
安全衛生パトロールの実施

# 労基署 だより

第 109 号

H28.12.13

名瀬労働基準監督署  
TEL 0997-52-0574  
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **715 円**

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/va/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf>)

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不  
払残業などのご相談  
を夜間・土日に無料  
でお受けします。  
ほい らうどう  
0120-811-610

働く人の  
メンタルヘルス  
ポータルサイト  
「こころの耳」

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令  
各種様式集

([http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu.html](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html))

## 平成 28 年 11 月までの休業災害(速報値)は 83 人 対前年同期(速報値)比 9 人(12%増)

名瀬労働基準監督署管内で平成 28 年 1 月から 11 月までに発生した休業 4 日以上労働災害は、前年同期(74 人(速報値))より 9 人多い 83 人(速報値)となりました。

業種別では、建設業(21 人)、保健衛生業(16 人)の順に多く発生しています。また、事故の型では、転倒(26 人)、墜落・転落(16 人)、動作の反動・無理な動作(10 人)の順に多く発生しています。

各団体におかれても引き続き、災害防止につきまして、ご理解とご協力及び傘下事業場への周知・啓発をよりしくをお願いします。

## 「プラスワン休暇」で、休み方を変えよう。働き方を変えよう。

年末年始休暇や土日に、年次有給休暇を 1 日以上プラスして、充実した連続休暇を実現してみませんか？

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のために、働き方・休み方の一環として、検討されてみてはいかがでしょうか。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～  
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。  
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)  
労働災害統計 災害事例  
リスクアセスメントの実施支援システム  
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)  
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

## 労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ([http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/kantoku/naze-rouki.html](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html))に掲載しています。